

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関する事項等について」(平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号)の一部改正について

1 第4の5を次のように改める。

5. リハビリテーションに関する留意事項について

(1) 要介護被保険者等である患者であって、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の受給者及びグループホーム(認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設)の入所者以外のものに対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料

(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション料」という。)を算定するリハビリテーション(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション」という。)を行った後、介護保険における通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション(以下「介護保険におけるリハビリテーション」という。)に移行した日以降は、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。

また、同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテーションを行った月においては、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション医学管理料、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料、運動器リハビリテーション医学管理料又は呼吸器リハビリテーション医学管理料は算定できない。

ただし、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施後、介護保険におけるリハビリテーションに移行した場合であっても、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなった場合には、新たに医療保険における疾患別リハビリテーション料が算定できるものであること。

(2) 介護老人保健施設の入所者に対しては、特掲診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)別表第十二第二号に掲げるリハビリテーション又は脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料、運動器リハビリテーション医学管理料若しくは呼吸器リハビリテーション医学管理料はいずれも算定できないものであること。

2 別紙を次のように改める。

(別添)

区分	入院中以外の患者				介護老人保健施設 (短期入所療養型又は介護予防型短期入所療養 介護を受けているものを旨)		入院中の患者		介護老人福祉施設 又は地域福祉施設 (特養ホーム) (短期入所生活介護 又は介護予防型 短期入所生活介護 を受けているものを 旨)
	自宅 (短期入所生活介護 又は介護予防型 短期入所生活介護 を受けているものを 除く)	有料老人ホーム (特定施設入居者 生活介護以外)	認知症対応型 グループホーム (認知症対応型共同 生活介護又は介護 予防型認知症対応 共同生活介護)	特定施設入居者 (特定施設入居者 生活介護)	介護老人保健施設 以外の施設 (併設療養病棟 以外の施設を除く)	介護療養病棟等 (短期入所療養 型又は介護予防 型を受けている 患者を除く)	介護療養病棟等 (老人性認知症 療養病棟の病棟に 限る)(老人性認知 症療養病棟の病棟 に限り介護又は介 護を受けている ものを含む)	介護療養病棟等 (老人性認知症 療養病棟の病棟に 限る)(老人性認知 症療養病棟の病棟 に限り介護又は介 護を受けている ものを含む)	
基本									
初・再診料									
入院料等									
特掲	入院中の患者について算定するものであって、法定診療に係るもの ・入院療養費 ・薬料 ・薬料管理費 ・通院補助費								
	地域連携連携院時共同指導料1								
	地域連携連携院時共同指導料2								
	診療情報提供料(1) (注1)								
	診療情報提供料(1) (注2)								
	診療情報提供料(1) (注3)								
	診療情報提供料(1) (注4)								
	診療情報提供料(1) (注5)								
	診療情報提供料(1) (注6)								
	診療情報提供料(II)								
上記以外									
往診料									
在宅医療									
在宅患者訪問診療料及び ターミナルケア加算 (在宅患者訪問診療料の算定)									
在宅患者訪問診療料及び ターミナルケア加算 (上記以外)									

区分	入院中以外の患者				介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防介護 介護を受けているものを含む)		入院中の患者			介護老人福祉施設 又は地域密着型介護 老人福祉施設 (特養ホーム) (短期入所生活介護又は介護予防介護 介護を受けているものを 含む)	
	自宅 (短期入所生活介護、介護予防介護、短期入所療養介護又は介護予防介護を受けているものを除く)	有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護以外)	認知症対応型グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護)	特定施設入居者 (特定施設又は地域密着型特定施設) うち外都サージス 利用型指定特定施設 既入居者生活介護	併設医師 併設医師 併設医師 以外の医師	介護療養病床等 (老人性認知症療養病棟を除く) (短期入所療養介護又は介護予防介護を受けているものを除く)	介護療養病床等 (老人性認知症療養病棟を除く) (短期入所療養介護又は介護予防介護を受けているものを除く)	介護療養病床等 (老人性認知症療養病棟を除く) (短期入所療養介護又は介護予防介護を受けているものを除く)	介護療養病床等 (老人性認知症療養病棟を除く) (短期入所療養介護又は介護予防介護を受けているものを除く)		
在宅医療	在宅時医学総合管理料	○	○(※2)	○	○	×	×	×	×	×	
	在宅末期医療総合診療料	○	○	○	○	×	×	×	×	×	
	在宅患者訪問看護・指導料	○	○	○	○	×	×	×	×	×	
	在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	○	○	○	×	×	×	×	×	
	在宅訪問リハビリテーション指導管理料	○	○	○	○	×	×	×	×	×	
	在宅患者訪問栄養指導料	○	○	○	○	×	×	×	×	×	
	第2節第1款に掲げる在宅療養指導管理料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理料加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	検査										
	画像診断										
投薬											
注射											
リハビリテーション		○									
リハビリテーション医学管理			○								

【特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて】を参照

区分	入院中以外の患者				介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む)		入院中の患者			介護老人福祉施設 又は地域密着型介護老人福祉施設 (特養ホーム) (短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けているものを含む)	
	自室 (短期入所生活介護、入院生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く)	有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護以外)	認知症対応型グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護)	特定施設入居者 (特定施設又は地域密着型特定施設)のうち外部サービス 利用型指定特定施設入居者生活介護	併設医務室 以外の医師 併設医務室 の医師	介護療養病状等 (老人性認知症療養施設等の病状を除く) 介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く	介護療養病状等 (老人性認知症療養施設等の病状を除く) 介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く	介護療養病状等 (老人性認知症療養施設等の病状を除く) 介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く	介護療養病状等 (老人性認知症療養施設等の病状を除く) 介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く		
特 集	精神科専門療法	重度認知症予イ・ケア料	○	○	○	×	○	○	○	○	
		入院薬回精神療法 入院生活技能訓練療法		×			×	○	○	○	
	精神科専門療法	精神科作業療法		○			×	○	○	○	
		精神科退院指導料		×			×	○	○	○	
		精神科退院前訪問指導料		×			×	○	○	○	
上記以外		○	○	○	×	○	○	○	○	「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」を参照	
処置		○	○	○	○	○	○	○	○		
手術		○	○	○	○	○	○	○	○		
麻酔		○	○	○	○	○	○	○	○		
放射線治療		○	○	○	○	○	○	○	○		
齒科	訪問歯科衛生指導料		×			○	○	○	○	○	
	在宅患者訪問薬剤管理指導料		×			○	○	○	○	○	
	老人訪問口腔指導管理料		×			○	○	○	○	○	
											(注)特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについては「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」を参照
											(注)特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについては「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」を参照

区分	入院中以外の患者				介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は地域密着型介護 介護を受けているものを含む)		入院中の患者			介護老人福祉施設 又は地域密着型介護 老人福祉施設 (特養ホーム) (短期入所生活介護 又は介護予防介護 を受けているものを 含む)
	自宅 (短期入所生活介護 又は介護予防介護 を受けているものを 含む)	有料老人ホーム (特定施設入居者 生活介護以外)	認知症対応型 グループホーム (認知症対応型共同 生活介護又は介護 予防施設併設型 共同生活介護)	特定施設入居者 (特定施設又は地域密着型特定施設)	併設医務室 以外の医師 の医師	介護療養病棟等 (老人性認知症療養 病棟等の病棟を除く) (短期入所療養 介護又は介護予防 を受けているものを 含む)	介護療養病棟等 (老人性認知症療養 病棟等の病棟を除く) (短期入所療養 介護又は介護予防 を受けているものを 含む)	介護療養病棟等 (老人性認知症療養 病棟等の病棟を除く) (短期入所療養 介護又は介護予防 を受けているものを 含む)	介護療養病棟等 (老人性認知症療養 病棟等の病棟を除く) (短期入所療養 介護又は介護予防 を受けているものを 含む)	
在宅患者訪問薬剤管理指導料			x		x			x		
薬剤師薬用産管理料 ・薬剤情報提供料 ・薬剤情報提供料 ・薬剤情報提供料 ・薬剤情報提供料			○		x			x		
上記以外			○		x			x		
訪問看護管理費			○		x			x		
24時間連絡体制加算			○		x			x		
薬剤管理加算			x		x			x		
訪問看護情報提供費			x		x			x		
上記以外			○		x			x		

介護老人保健施設の療養病棟、老人性認知症療養病棟等の病棟、指定居宅サービスバス等の療養の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）附則第五條第三項の指定に該当する療養病棟に於ける療養又は指定介護予防サービス等の療養の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される同令第八十九条に規定する基準適合診断所に係る病棟

特別な関係の医療機関では算定できない。ただし、当該施設と特別の関係にある医師医療機関であつても、在宅療養支援診療所の医師が実施する場合には在宅医療診療情報管理料を、療養病棟を有する老人ホーム等に施設する措置を講じた医療機関であつても、在宅療養支援診療所と同様の施設基準を満たすものとして地方社会福祉事務局長に届け出た医師医療機関の医師が実施する場合は在宅医療診療情報管理料の「2」を算定できる。

※3) 基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）別表第五節第二号に掲げる規定。